

総合戦略特別委員会の継続設置及び委員の選任について

規約第29条第2項に基づき、総合戦略特別委員会を継続することとする。

また、規約第29条第3項に基づき、総合戦略特別委員会への参加を希望する者を全員委員として選任することとする。

令和5年7月24日提出

全国知事会
会長 平井伸治